



2018年6月

投資信託保有のお客様へ

オーストラリア・ニュージーランド銀行

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はオーストラリア・ニュージーランド銀行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

オーストラリア・ニュージーランド銀行では今般日本におけるリテール業務戦略の見直しを行いました。その結果、我々の強みや差別化できる分野に、より特化したサービスを提供するビジネスモデルに転換することを決定しました。

この変更に伴い投資信託の新規販売業務を停止することと致しました。お客様の既存保有投資信託残高については継続してサービスをご提供致します。お預かりのご資産は運用会社が従来どおり運用を継続しますのでご安心ください。今後は、オーストラリア・ニュージーランド銀行の為替についての専門性やオセアニアマーケットの専門性等強みを活かして、外貨預金や外貨を使った仕組み預金等を中心とした顧客サービスを提供してまいります。

この変更は6月21日付で行います。約6週間の猶予期間の後8月1日以降全ての投資信託の新規販売（含む追加購入や他ファンドとの乗り換え、他金融機関からの移管受け入れ）を停止致します。

新規販売の停止後も、既存の投資信託保有者様の既存保有ファンド残高へのサービス提供は継続します。具体的には分配金の支払い、分配金再投資型については分配金の再投資、分配金の取り扱いについて受取型と再投資型間の変更、お預かり残高について一部又は全額の引き出し、投資信託の他金融機関への移管（外国籍投信は対象外です）、相続発生に伴う名義変更、法定調書の送付（残高報告、取引報告、配当支払い通知）等です。基本的な情報、例えば投資信託の基準価格やパフォーマンス状況もお客様から要請があればご提供致します。またホームページにて投資信託関連の情報を掲示します。当行は運用会社との契約は残高がゼロになるまで継続し、既存保有者様へのサービスを継続致します。

今回の変更を受け、投資信託保有のお客様に為替手数料や金利の優遇キャンペーンをご提供致します。

当行としてはお客様が投資信託を保有される限りは基本的なメンテナンスサービスをご提供致します。全ての新規販売（含む追加購入や他ファンドとの乗り換え、他金融機関からの移管受け入れ）は停止し、お客様より申請があれば速やかに残高の一部解約、全額解約、他金融機関への移管（除く外国籍投信）を行います。

本件についてのご質問や保有投資信託についてお取引の見直しを希望されるお客様は担当者にコンタクト頂ければ幸いです。

また次の電話番号にてのご質問にお答えできます。

東京支店：03-6212-7777

大阪支店：06-6456-1231

（受付は月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで、土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです）

今まで当行の投資信託をご購入頂きありがとうございました。既存投資信託保有残高については引き続きサービスをご提供致しますのでご安心ください。今後は当行の強みである為替やオーストラリア・ニュージーランドの専門性、コネクションを梃子に、日本において個人業務を展開する唯一のオーストラリア系銀行として、また数少ない個人業務を展開する外資系銀行の一行として、より専門性の高いサービスを提供していきたいと思っております。今後共どうか宜しくお願い申し上げます。

敬具

オーストラリア・ニュージーランド銀行

Australia and New Zealand Banking Group Limited ABN 11 005 357 522

〔商号〕 オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行） 〔登録金融機関〕 関東財務局長（登金）第 622 号 〔加入協会〕 一般社団法人全国銀行協会・日本証券業協会

東京支店 〒100-6333 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 33 階

TEL.03-6212-7777

大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目 2 番 2 号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー17 階 TEL.06-6456-1231